

社宅確保応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）において従業員の居住を目的とした社宅を新たに賃借又は新築等により取得（中古住宅の取得を含む。以下同じ。）した事業者に対し、その経常費用の一部を給付することを目的とした社宅確保応援給付金（以下「給付金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社宅 事業者が従業員の居住を目的として賃借、新築等により取得した居宅、共同住宅、寄宿舎等をいう。
- (2) 事業者 市内に事業所を有する団体または個人をいう。ただし、国、地方公共団体及びその関係機関は除く。
- (3) 従業員 事業者に雇用され、かつ、市内の事業所に就労している者（代表者の親族を除く。）で、市民税の納税義務者であるものをいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付の対象者（以下「給付対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる事業者で次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む者
- (3) NPO法人、社会福祉法人、特別法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 過去に本給付金を累計で4戸分交付された者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

2 前項の規定に関わらず、給付対象者及びその役員等（会長、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体等の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の交付対象とならない。

- (1) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付要件)

第4条 給付金の交付対象となる社宅（以下「給付対象社宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業者が、次号に定める従業員の居住開始日から遡って6か月以内に、新たに賃借または新築によって取得した市内の社宅であること。
- (2) 当該社宅において、1月1日から12月31日までの間に、市外在住の従業員が居住を開始した後、住民票を移し、引き続き3か月以上居住すること。なお、交付申請年度は4月の属する年度とする。

（給付対象経費）

第5条 給付金の交付対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる経費（租税公課、消費税及び地方消費税相当額等は除く。）とする。

- (1) 社宅を賃借した場合 次条に定める給付対象期間における給付対象社宅の賃借に係る家賃、共益費その他市長が必要と認める費用
- (2) 社宅を取得した場合 取得に係る費用（土地に要する費用を除く。）及び取得後のリフォームに要する費用

（給付対象期間）

第6条 賃借による取得の場合の給付対象経費算定の基礎となる給付対象期間は、給付対象社宅の賃貸借契約を締結し、従業員が居住した日の属する月の翌月の1日から当該年度の末日までとする。

- 2 前項の給付対象期間中に従業員が転居等により居住をしなくなり、賃貸借契約を解除した場合、前項の規定に関わらず当該事実の発生した日の属する月の前月（当該日が月の末日であるときは、当該日の属する月）までを給付対象期間とする。

（交付額）

第7条 給付金の交付額は、予算の範囲内において、第5条に掲げる給付対象経費の全額（補助率10/10）とする。ただし、1戸当たり10万円を限度とし、1給付対象者につき最大4戸までとする。

（交付申請）

第8条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社宅確保応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 社宅へ入居した者の住民票の写し
- (4) 社宅を賃借する場合にあっては、賃貸借契約の内容及び社宅として利用する目的で賃借することが確認できる書類
- (5) 社宅を所有する場合にあっては、登記事項証明書、建築工事請負契約書、売買契約書

等の写し等、所有の事実を確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する給付金の交付の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について調査し、給付金を交付すべきであると認めたときは、速やかに給付金の交付の決定を行うものとする。

(1) 法令及び条例に違反していないこと。

(2) 予算の範囲内であること。

(3) 給付金交付の要件を満たし、かつ、給付金交付の目的及び内容が適正であること。

(決定の通知)

第10条 市長は、前条による給付金の交付の決定をしたときは、速やかに社宅確保応援給付金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第11条 前条に規定する交付決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、第6条第2項の規定により給付対象期間に変更が生じた場合は、速やかに社宅確保応援給付金交付申請(変更・取消)届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付金額及び条件を変更したときは、社宅確保応援給付金交付(変更・取消)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第12条 第10条又は前条第2項の規定により社宅確保応援給付金交付決定通知書又は社宅確保応援給付金交付変更決定通知書を受けた被交付決定者は、第6条に規定する給付対象期間終了後、速やかに社宅確保応援給付金実績報告書(様式第6号)及び社宅確保応援給付金交付請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 給付対象経費の支出を確認できる書類

(2) 従業員の賃金台帳(第4条第1項第2号に定める居住開始から3か月間分を含む)の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(給付金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の請求を受けたときは、その内容を審査し、30日以内に給付金を交付するものとする。

(決定の取消)

第14条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 第12条に規定する請求を行わないとき。

(3) 第3条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当するとき又は該当していたことが判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が、給付金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、社宅確保応援給付金取消決定通知書（様式第8号）により被交付決定者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第15条 第13条の規定により給付金の交付を受けた者が前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合、市長が定める期日までに、当該給付金を返還しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。